

広島県告示第三百三十七号

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）第十三条三項第四号及び第三十八条第三項第四号の規定により、指定介護療養型医療福祉施設における入院患者が選定する特別な食事の提供に係る基準を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特別な食事の内容等について

1 入院患者が選定する特別な食事（以下「特別な食事」という。）が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指定介護療養型医療施設における居住及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成二十四年広島県告示第三百三十一号。以下「指針」という。）指針二二に規定する食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。

2 指定介護療養型医療施設（以下「施設」という。）において、次に掲げる配慮がなされていていること。

(一) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による入院患者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。

(二) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。

(三) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

二 特別な食事に係る利用料の額について

特別な食事に係る利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から指針二二に規定する食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。

三 その他

1 特別な食事の提供は、予め入院患者又はその家族に対し十分な情報提供を行い、入院患者の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとし、入院患者の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。

2 入院患者又はその家族への情報提供に資するために、施設の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。

(一) 施設において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入院患者に対して、入院患者が選定する特別な食事を提供を行えること。

(二) 特別な食事の内容及び料金

3 特別な食事を提供する場合は、当該入院患者の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。

4 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針二二に規定する食事に係る利用料の

追加的費用であることを入院患者又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。